

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ハで該 当する要件 (別表7のみ)
三次市	備北交通株式会社	(1) 三次町循環	三次	三次町 循環	三次	往 4.6km 循環	363日	2,904回			路線定期運行	①	三次駅前バス停で補助対 象地域幹線系統「三城線」 と接続	③
		(2) 南畑敷町循環	三次	南畑敷町 循環	三次	往 9.8km 循環	363日	2,408回			路線定期運行	①	三次駅前バス停で補助対 象地域幹線系統「三城線」 と接続	③
(3) 赤名線①		赤名	布野・ 三次駅	三次中 央病院	往 33.7km 復 33.9km	363日	913回			路線定期運行	①	三次駅前バス停で補助対 象地域幹線系統「三城線」 と接続	③	
(4) 赤名線②		赤名	中区上 ・横谷	ゆめ ランド 布野	往 18.6km 復 18.7km	239回	478回			路線定期運行	①	ゆめランド布野バス停で地 域間幹線系統「作木線」と 接続	③	
(5) 下高野線		新市車庫	モーモ ー物産館・ 君田	三次工 業団地	往 49.8km 復 49.8km	327日	1,371回			路線定期運行	①	三次駅前バス停で補助対 象地域幹線系統「三城線」 と接続	③	
(6) 作木線②		道の駅 GR大和	伊賀和志・羽 須美支所・布 野・三次駅前	三次中 央病院	往 48.1km 復 48.3km	363日	726回			路線定期運行	①	三次駅前バス停で補助対 象地域幹線系統「三城線」 と接続	③	
(7) 川の駅三次線		川の駅 常清 (港別)	香淀	三次駅 前	往 23.9km 復 23.9km	365日	1,793回			路線定期運行	①	三次駅前バス停で補助対 象地域幹線系統「三城線」 と接続	③	
三次市	NPO法人元気むらさき	(8) 作木上地区		作木町 布野町		往 km 復 km	92日	99回			区域運行	②(1)	→上布野バス停で地域間交 通ネットワークである「赤名 線」「作木線①」と接続 →川の駅常清及び唐香バス 停で地域間交通ネットワー クである「川の駅三次線」と 接続	③
		(9) 作木中地区		作木町 布野町		往 km 復 km	100日	99回			区域運行	②(1)	→上布野バス停で地域間交 通ネットワークである「赤名 線」「作木線①」と接続 →川の駅常清バス停で地域 間交通ネットワークである 「川の駅三次線」と接続	③
		(10) 作木下地区		作木町 布野町		往 km 復 km	96日	144回			区域運行	②(1)	→上布野バス停で地域間交 通ネットワークである「赤名 線」「作木線①」と接続 →川の駅常清バス停で地域 間交通ネットワークである 「川の駅三次線」と接続	③
三次市	備北交通株式会社	(11) のるーと三次		十日市・三 次・八次地区 の一部		往 km 復 km	183日	11,775回			区域運行	①	三次駅前バス停で補助対 象地域幹線系統「三城線」 と接続	①

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。